





支出調書


会派名	志翔会	代表者	経理責任者	起案者	
				久野	三男 
区分	事由	費目金額			小計
1 調査研究費		交通費		旅費	0
		自動車燃料費		資料作成費	
		調査委託費		振込料	
2 研修費		会場費		講師謝金	0
		出席者負担金・会費		交通費	
		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		食糧費	
		振込料			
3 広報費	広報費資料作成費	会場費		交通費	165,000
		自動車燃料費		資料作成費	
		広報誌(紙)	165,000	報告書等印刷費	
		送料(折込料含む)		ウェブページ掲載代	
		茶菓子代		振込料	
4 広聴費		会場費		交通費	0
		自動車燃料費		資料作成費	
		茶菓子代		振込料	
5 要請陳情活動費		交通費		旅費	0
		自動車燃料費		資料作成費	
		振込料			
6 会議費		会場費		交通費	0
		自動車燃料費		資料作成費	
		振込料			
7 資料作成費		印刷製本費		翻訳料	0
		筆耕料		振込料	
8 資料購入費	農業新聞購読(R2.4-R3.3)	法規追録代		参考図書代	8,400
		新聞(日刊紙)購読料		雑誌等購読料	
		有料データベース等利用料		振込料	
9 人件費		賃金		社会保険料等	0
		振込料			
10 事務所費	地図購入費 コピー機リース代	備品購入費		事務機器等リース代	7,590
		消耗品等事務費	24,750	印刷代	32,340
		振込料		配送手数料	
11 通信運搬自動車燃料費	ガソリン代	電話料等(按分)		郵便料等	920
		自動車燃料費(按分)	920	その他	
支出年月日	R3年3月25日	現金出納簿 支出番号	38	合計	206,660

支出明細書兼支出証明書

支出番号 38

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	③ 広報費	4 広聴費		広報誌(紙) ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)	議会一般質問要旨集作成のため。				
内 容	資料作成費(R3年3月)				
支出年月日	支 出 先			支 出 金 額	
R3年 3月 23日	有限会社 アイ商事			165,000円	
上記のとおり支出します。					
				議員氏名	久野 三男 

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄



領収証

金額 165,000

目 的 議会一般質問要旨集

目 的 飲食料品等(軽減税率対象)

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金 カード

福島県郡山市

有限会社 アイ商事

代表取締役 石井

登録番号

200

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。  
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。



広報誌全体と対象外面積で按分する。

1 広報誌全体面積

$$297 \text{ mm} \times 210 \text{ mm} \times 16 \text{ 面} = 997,920 \text{ mm}^2 \dots i$$

2 対象外面積

$$\textcircled{1} 0 \text{ mm} \times 0 \text{ mm} \times 0 \text{ か所} = 0 \text{ mm}^2 \dots ii$$

3 按分割合

$$ii \div i \times 100 = \text{対象外按分率 } 0 \% \text{ (小数点第2切り上げ)}$$

4 対象経費算出

$$\text{支出額 } 96,250 \text{ 円} \times \text{対象外按分率 } 0 \% = 0 \text{ 円} \dots iii$$

(1円以下切り上げ)

$$\text{支出額 } 165,000 \text{ 円} - iii = \underline{\text{対象経費 } 165,000 \text{ 円}}$$

# 郡山市議会志翔会ひさの三男版

## 令和3年郡山市議会3月定例会

### 〈一般質問要旨〉

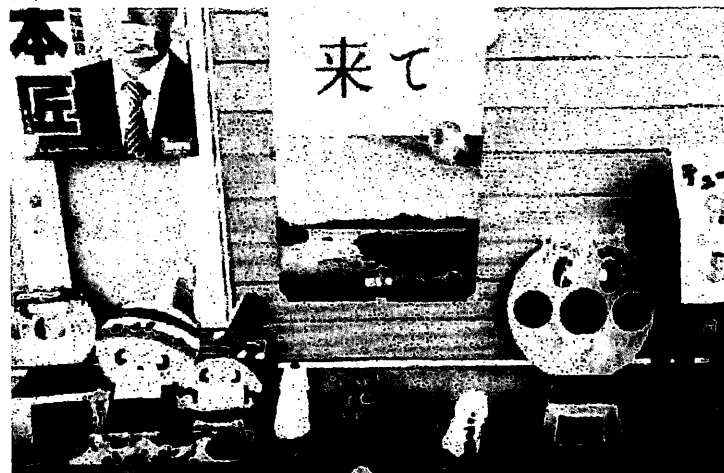


オリジナルこよみ

令和3年3月4日(木)

郡山市議会議場(西庁舎7階)

- 1. 東部地域の道路整備について** ..... 1
- (1) 主要地方道二本松金屋線の改良等について
  - (2) 美術館通りに接続する市道の新設について
  - (3) 行合街道踏切の安全対策について
    - ① 歩道の新設について
    - ② 段差の解消について
- 2. 自殺予防に対する取り組みについて** ..... 4
- (1) 子供、若者の自殺の実態について
    - ① 自殺予防教育について
    - ② 若者の自殺対策について
  - (2) 対策委員会等での取り組みについて
  - (3) ワンストップ型相談会などの開催について
- 3. 次世代エネルギーパークについて** ..... 7
- (1) 「次世代エネルギーパーク」認定の意義について
  - (2) 「郡山市次世代エネルギーパーク」の活用について
- 4. 今般の町内会・自治会について** ..... 8
- (1) 町内会・自治会活動に対する財政的支援について
  - (2) 保険の加入について
  - (3) 補償制度について
- 5. 郡山市子育て短期支援（ショートステイ）事業について** ..... 11
- (1) 事業の利用件数等について
  - (2) 今後の取り組みについて
  - (3) 認知度について



# 市政一般質問要旨

## 14 久野三男議員（60分） 一括質問方式

### 項目 1 東部地域の道路整備について

令和3年度当初予算の概要から郡山市まちづくり基本指針の5つの大綱「暮らしやすいまちの未来」環状道路の整備を促進するとありました。

内環状線、東部幹線、大町横塚線の幹線道路が整備されますと、より利便性の向上につながると思います。ただし、東部地域における道路交通は整備が遅々として進まず、これからの開発に大きく期待をするところであります。

東部開発は、東部地域づくり基本計画が2010年度を初年度として、2019年度を目標とする10か年計画として策定しました。しかし、地域の皆さんには、まだまだ豊かさや魅力ある発展には感じられない思いが強いです。

東部地域には、自然に恵まれ、林業、農業、化学工業、精密機械など基幹産業が数多くあります。また、多くの人に愛されるお菓子類や食べ物の生産拠点があります。美術館や歴史ある観光も親しまれている地域であります。

これからはより一層、自然や地域資源を生かし、文化の創造を作り出していくことが地域の魅力と発展につながると思います。そのためにも、道路整備は大変重要であります。

そこでお伺いします。

#### (1) 主要地方道二本松金屋線の改良等について

田村町下行合御膳前<sup>ごぜんまえ</sup>の主要地方道小野郡山線から同じく主要地方道である二本松金屋線の道路は、大平町入り口から横川町に行く道路で入り口付近の改良工事とホテルシャトー付近（大平町字御前田<sup>ごぜんだ</sup>地内）の拡幅工事が必要だと思えます。

信号機のある入り口のところは、極端に狭くなり、大型のトラックが朝早くから通行し、通勤通学の車や歩行者、学生の自転車が通り危険なところあります。

ホテルシャトー付近の約150m区間は、道路幅が狭くなり片方の車が待っている状態で苦情が出るところあります。この道路は、安原方面から小野郡山線に出る便利な道路で、大型車から通勤通学の多くの車が通ります。また、重要な避難道路としても使われております。

この道路は、美術館通りまでつながる道路であり現在は、途中で横川と安原の遺跡試掘している横に位置している区間になります。いずれも主要地方道二本松金屋線になりますので、今後の改良や拡幅計画についての必要性を含めた見解をお伺いします。

↓答弁

はじめに、主要地方道二本松金屋線の改良等についてであります。本路線は、東部地域

において、日常生活を支え、物流促進や広域防災等に大きく寄与する重要な生活幹線道路であると認識しており、これまで道路管理者である福島県に対し、安全で円滑な通行が確保できるよう、狭隘部の道路拡幅や歩道設置などの道路整備について、2010年度から「まちづくり意見交換会」にて重ねて要望してまいりました。県からは、「道路の利用状況や地域の合意形成等を総合的に判断し、優先度の高い箇所から事業を進めている」との回答をいただいておりますことから、今後におきましても、道路整備の必要性とともに、本路線が担う役割や地域の実情を伝えながら、計画的な整備実現に向け、強く要望してまいります。

## (2) 美術館通りに接続する市道の新設について

あぶくま台の町は、バスが東に上り中心でUターンしなければならない不便な町です。そこであぶくま台二丁目240のところから約150m先の美術館入り口近くに接続する道路新設を要望していました。道路が新設されますと、回遊できる道路となり、通勤通学としても、病院や買い物などの生活に便利になります。また、非常時の道路としても大変有効になります。長年の住民の皆さんの希望であります。特に、今の町入り口の坂道は、冬場は上りも下りも大変危険な道路であります。

あぶくま台団地内から美術館通りに接続する市道新設についての見解をお伺いします。

### ↓ 答弁

次に、美術館通りに接続する市道の新設についてであります。当該道路については、昨年度、あぶくま台自治会から要望を新たにいただいたところであります。

道路の整備にあたっては、現況が山林で、標高差が約20メートルあり、難工事が予想されること、また、埋蔵文化財包蔵地の範囲内であることなどの課題があることから、代替ルート<sup>のぼ</sup>の整備も一つの案として、町内会の皆様と相談させていただきながら、効率的且つ効果的な整備について検討してまいります。

## (3) 行合街道踏切の安全対策について

行合街道踏切の安全対策は、平成12年（手元にある資料によると実際はもっと以前）から要望しておりました。以前は、昭和自治会、昭和町町内会、本町町内会、県交通運輸産業労働組合協議会、日本労働組合連合会郡山地区連合会等から要望が多数出ていました。その都度協議検討していただきましたが、一向に改善されません。朝晩の自転車の通学生、通勤の皆さんの通行はいつも混雑しています。また、日中は病院や買い物で行き来し、高齢者から小さな子供をつれた家族連れで多くの方が通行しています。

### ① 歩道の新設について



今までは、相互通行や拡幅工事の要望を強く希望して続けておりましたが、なかなか改善が望めませんので、まずは急ぎで、現在の車道の車と自転車とバイクと人の混雑を避けるために、せめて、今ある1mほどの歩道に加え、車道を挟む反対側にもう1つ歩道を新設してもらいたいと考えております。

少しでも安全のため、JR東日本には姿勢と努力を見せていただきたいと思います。また当局は、市民のために真剣にお願いして頂きたいと考えます。行合街道踏切内歩道の新設について見解をお伺いします。

↓答弁

次に、歩道の新設についてであります。行合街道踏切の改良については、利用者の安全で円滑な交通が確保できるよう、立体交差化について検討してまいりましたが、東北新幹線桁下空間の確保が困難なことや踏切の地下に断面約3メートルの雨水幹線が設置されていることなど制約条件が多く、実現には至っておりません。

このことから、歩行者の安全確保が図られるよう、踏切内の歩道新設について、JR東日本と協議を行ってまいりましたが、踏切が連続し鉄道横断部の延長が長いこと、改良に伴い影響する鉄道関連設備が多いこと、列車本数が多く十分な作業時間の確保ができないことなど、整備に向け、解決すべき多くの課題があります。

しかしながら、通勤・通学などで多くの方が利用する本踏切は、地域住民の生活にとって重要な路線であることから、今後におきましても、安全で安心な交通確保を最優先に考え、課題解決に向けて、JR東日本と引き続き協議を行ってまいります。

## ② 段差の解消について

行合街道踏切は、非常時の避難道路になっており、古川地区は橋小学校が避難場所になっています。また、その他の方も安全に渡れるような対応として、舗装面を平らにするような段差の解消など、整備していただきたいと思います。行合街道踏切内の段差解消について見解をお伺いします。

↓答弁

次に、段差の解消についてであります。行合街道踏切内には、レールと路面の隙間や歩道部の枕木の劣化により、路面に小規模な段差が生じていることから、その改善について、これまで、JR東日本に要望しており、昨年2月には、路面の部分的な補修が実施されたところあります。

今後におきましても、平時、非常時にかかわらず踏切内の安全な歩行が確保できるよう、引き続き、JR東日本に対し、強く要望してまいります。

以上、答弁といたします。

## 項目

## 2 自殺予防に対する取り組みについて

郡山市は、セーフコミュニティの認証を受け、誰もが健康で安心して安全に暮らすことができる良好な地域社会の実現を目指し取り組んでいます。それは、「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、推進協議会の内、6つの分野別対策委員会の中で、自殺対策委員会として取り組んでいるところであります。

厚生労働省によると長引く新型コロナウイルスの流行で、女性や子供たちの暮らしに深刻な影響を与えた為に、昨年の自殺者数は速報値が2万919人で、前年を750人上回ったとあります。リーマンショック後の2009年以来、11年ぶりの増加となるとありました。男性の自殺者は前年より減った一方で、女性は14.5%増えたとありました。また、児童生徒や大学生は昨年1～11月、前年比84人増の916人に上っています。小中高生は過去最多の440人が自らの命を絶ったとあります。

本市の自殺の現況（2014～2018年）で、全国性別で見ると本市の男性は、60歳代、70歳代を除いた年代において全国より顕著に高く、特に30～40歳代において高いです。次いで20歳代、50歳代、80歳代以上が高くなっています。また、20歳未満の男性においても全国よりも1.6倍高くなっています。

それに、本市の女性の自殺死亡率も、全国との比較では20歳代、50歳代、70歳代以上が全国より顕著に高い状況にあります。

そこで伺います。

### (1) 子供、若者の自殺の実態について

#### ① 自殺予防教育について

子供の自殺は、一般に考えられるよりもはるかに深刻であると、警察庁生活安全地域課の平成19年度中における自殺の概要資料にありました。

そこで、小中学校における自殺予防教育は具体的にどのように行われているのか伺います。

↓ 答弁

自殺予防教育についてであります。各学校では、郡山市自殺対策基本条例に基づき、定期的な調査によるいじめの早期発見・早期対応の他、教職員が保健所主催のゲートキーパー養成講座を受講し、自殺のリスクを抱えた人の気づき方とその対応について学ぶなど、教職員が児童生徒の変化を見逃さないための取組を推進しているところであります。

さらに、児童生徒に対しては、学校の教育活動全体を通じていのちの尊さについての指導を徹底するとともに、自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」いわゆる「SOSの出し方教育」を、すべての学校で来年度の教育課程に位置づけ、確実な実施を推進してまいります。

コロナ禍の現在、児童生徒は、学校生活でより強い不安やストレスを感じやすい状況であるとともに、各家庭の生活環境の変化も予想されることから、今後におきましても、保護者や総合教育支援センター、医療機関等の関係機関との連携を図り、児童生徒が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

## ② 若者の自殺対策について

国も若者の孤独・孤立問題について「重要課題」と位置づけていると新聞にありました。また、20歳未満の男性の自殺は、全国の1.6倍もいるといわれています。苦しい、つらいと感じた時の「SOSの出し方教育」など、若者たちが相談しやすいように取り組むべきと考えます。

若者に対する相談等体制の構築など、実態に即した対応強化策についてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

↓答弁

はじめに、若者の自殺対策についてであります。本市においては、若い方々に対し、「つらいと感じた時は、相談して良い」というメッセージ、及び自らがSOSを発信することの大切さを伝えていくことが重要と捉え、様々な自殺予防に関する取り組みを行っております。

具体的な取り組みについて、人材育成及び啓発においては、平成28年度から若年層に関わる教員等の支援者を対象に講演会を実施するほか、令和元年度から高校、専門学校、大学の学生へ、SOSの出し方を含めたゲートキーパー養成研修会を開催しております。

また、若者の相談体制については、市ウェブサイトにより、こころの相談をはじめ、LINEやメール相談等の相談窓口を周知するほか、成人式等でのリーフレット配布をしており、22歳以下の方からの相談実績は、平成30年度においては22件、令和元年度においては26件受け、対応してまいりました。

今後におきましては、3月中旬に作成・配布する予定のリーフレット「こころと生活を支える相談窓口いろいろ」において、若い方々がより手軽に相談機関の紹介を受けられるよう、若者になじみの深いSNSやメール相談につながるQRコードを掲載するほか、市ウェブサイト等においても周知してまいります。

また、市内の大学・専門学校の新生者が、新生活を迎え、不安を感じやすい時期に相談できるよう、相談機関の紹介に努める等、各学校と協力・連携しながら、若者の自殺対策の推進に取り組んでまいります。

## (2) 対策委員会等での取り組みについて

自殺予防対策委員会や郡山市自殺対策推進庁内委員会などで包括的に対策に取り組んでいますが、きめ細かい支援を行うために、もっと専門に研究している学者や専門的に自殺予防

対策に活動している支援団体などをメンバーに入れることで違った取り組み方ができると考えます。

また、国も自殺対策には当事者関係者などや支援団体などを参画させ、官民協働で法改正や会議等にも参加しています。郡山市も自殺対策にもっと関係者等に寄り添う形で取り組んではいかがでしょうか見解をお伺いします。

↓答弁

次に、対策委員会などでの取り組みにつきましては、郡山市いのち支える行動計画において、自殺対策が円滑に進み、保健、医療、福祉、教育、労働その他の各方面から自殺対策が進められるよう、「郡山市自殺対策推進庁内委員会」と「セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」において連携を図り、自殺対策に取り組んでいるところです。

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等社会的な要因は、関係する制度や相談・支援体制の整備といった社会的な取り組みにより解決が可能です。

このことから、今後におきましては、商業、法律等の専門性の高い方の知見や、支援団体、当事者の方々の意見も取り入れられるよう、セーフコミュニティ自殺予防対策委員会の委員として追加する方向で検討してまいります。

### (3) ワンストップ型相談会などの開催について

求められる支援は、年代や性別、地域によって異なり実態の把握に努めなければならないと思います。そこで、自治体やハローワークの担当者のほか、弁護士や精神科医師等も「ゲートキーパー」(命の門番)として加え、心のケアを交えたワンストップ型の相談会なども開いてはいかがでしょうか見解についてお伺いします。

↓答弁

次に、ワンストップ型相談会などの開催につきましては、自治体やハローワークの担当者、弁護士や精神科医等の専門家が、一堂に会して多岐にわたる相談に即時解決する相談会は利便性が高いと思われます。

一方で、心のケアを伴う複雑な相談である場合は、所要時間やタイミング等の面から相談者のニーズに即しないもの、また、即時解決型が適さないものもあると考えられます。

また、自殺予防に関わる窓口での相談においては、相談者の様々な心情や問題を整理した上で、様々な分野の施策に携わる支援者や関係機関につなげ、問題の解決に結びつける個別的な支援を行っております。

このことから、今後におきましても、支援者や関係機関がそれぞれの役割のもと、互いに連携を図り補完し合うことで問題解決を行うとともに、円滑に情報を引継ぐためのカードについて検討する等、生きるための包括的な支援の推進に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

## 項目 3 次世代エネルギーパークについて

昨年12月に、郡山市が提案した「郡山市次世代エネルギーパーク計画」が、経済産業省資源エネルギー庁の「次世代エネルギーパーク」に認定されたとの報道がありました。

これは、未来のエネルギー問題に理解を深め、本市のエネルギー政策の促進に向け、大きな力になるものと考えております。

本市では現在、「郡山エネルギービジョン」において、2020年度までに再生可能エネルギーの導入割合を30%へ拡大する目標を掲げ、その達成に向けエネルギー政策を推進しております。

また、2019年10月に発生し、未曾有の浸水被害をもたらした「令和元年東日本台風」からの復旧・復興や国に先駆けて賛同を表明した11月の「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」や2020年1月の「気候変動緊急事態宣言」、それに「SDGs未来都市」の実現に全力を挙げて取り組んでおります。

そのために、本市にとりましては、これらの実現に向けてさらなる「弾み」になるものと考えております。

そこで以下、お伺いします。

### (1) 「次世代エネルギーパーク」認定の意義について

今回、提案された「郡山市次世代エネルギーパーク計画」が資源エネルギー庁の「次世代エネルギーパーク」として認定されましたが、本市にとってエネルギー政策の推進に大きく寄与するものと考えます。本認定がもたらす意義について見解をお伺いします。

#### ↓ 答弁

「次世代エネルギーパーク」認定の意義についてであります。昨年12月に資源エネルギー庁から認定されました「当該事業」は、再生可能エネルギーや省エネなどのエネルギー関連施設を、実際に市民の皆様が見て触れる機会を提供することで、多くの方にエネルギーを中心とした環境問題について理解を深め、エネルギー政策の促進を目的とするもので、来年度当初予算では115万4千円を計上しております。

現在、本市では「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現を目指し、「郡山市気候変動対策総合戦略」の策定を進めており、この中で、市民・事業者・行政が、それぞれの役割分担のもと、省エネの推進や再エネの積極的な導入に取り組む必要があるとしております。

このため、この事業を通じて一人でも多くの市民・事業者の皆さんが環境問題を“我が事”として考え、行動に移していただくことが温暖化対策につながり、最終的には本市が目指す「カーボンニュートラルシティ郡山」の実現に寄与することとなりますことから、その意義は非常に大きいものと認識しております。

(2) 「郡山市次世代エネルギーパーク」の活用について

認定を受けて今後、どのように活用をしていくのか見解をお伺いします。

↓答弁

次に、「郡山市次世代エネルギーパーク」の活用についてであります。「本計画」においては、既存施設として、沼上発電所や水道山発電所など、安積疏水事業に由来する水力発電5箇所に加えて、太陽光発電2箇所、そしてバイオマス発電を行う富久山・河内両クリーンセンターを登録しており、これらを巡る見学コースを設定することとしております。

※以下、制限時間切れ（答弁記録無）

項 目	<b>4 今般の町内会・自治会について</b>
-----	-------------------------

昨年は、1年間以上にわたり、新型コロナウイルスの感染症が広がり、各地の町内会・自治会の会合や活動など開催されず、地域のコミュニケーションが機能しない状態が続いています。コロナ禍の問題は、大変大きいものですが、自分と大切な人を守るための感染症対策を順守していきたいと思えます。

ただ、そのコロナ禍の以前から、人口減少や生活スタイルの変化、価値観の多様化などによって、地域のつながりが、薄くなってきたといわれています。そこで、町内会・自治会の在り方の変化や加入する人が減り影響が出てきました。各町内会や自治会は、地縁による参加者が減ってきて、活動に支障がでてきたという問題が指摘されています。

我々が社会の一員として生活していく姿勢として、『自助』『共助』『公助』を考えながら生活して行くことが大切だと考えます。それに、地域との常日頃のお付き合いが、いざという時の助け合いにつながると思えます。

ところで本市は、一級河川の阿武隈川をはじめ谷田川、逢瀬川、その他多くの河川域での水害に見舞われ、度重なる大きな被害に遭われたところもありました。また、東日本大震災は大規模な震災で、福島第一原子力発電所事故による災害も発生し、恐怖と大きな被害がありました。それに、台風やゲリラ豪雨等の被害やガス爆発なども発生しました。

昨今は、温暖化や異常気象等で突然生活を脅かすことが頻繁に起こるようになりました。それに、事件・事故や火災などの心配もあり、常に危機管理は必要な世の中になってきました。

このように、生活の中には困りごとや災害や事故、事件など地域で助け合うことが必要なこともあるかと思えますので、今般の町内会・自治会について以下、お伺いします。

(1) 町内会・自治会活動に対する財政的支援について

町内会・自治会活動に対して、運営上支援できることや財政的な支援についてお伺いします。

↓市長答弁

久野三男議員の項目4 今般の町内会・自治会についての御質問のうち、町内会・自治会活動に対する財政的支援についてお答えいたします。

町内会・自治会は、地域住民が主体的に地域の課題を把握し、住みよいまちづくりに取り組む住民自治組織として、「自助・互助（共助）・公助」のうち、「互助（共助）」の中心的な役割を担うことを期待されております。

さきの、令和元年東日本台風で被災した赤木、水門町、安積、富久山、田村地区など多くの町内会においても、地域住民の安否確認、各戸の被害状況の確認と各種情報の連絡をされるなど、自らも被災されながら地域を守る活動の「互助（共助）の核」として取り組まれたことに対し、改めて、感謝を申し上げますとともに敬意を表する次第であります。

また、2月20日、NHKニュース7の「震度6強から一週間」の特集においても、今年2月13日に発生した福島県沖地震に際し、震災の教訓を生かした久留米地区における一人暮らし高齢者世帯の安否確認の取組みが紹介されるなど、地域に根差した町内会活動の重要性が広く周知されたところであります。

さらに、本市の自治会連合会長であります鈴木光二様には、2015年から全国自治会連合会長として、全国の住民自治連合組織の発展向上、地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりはもとより、本市と全国のパイプ役として御活躍されておりますことは、私も市民のひとりとして、非常に心強く感じております。

町内会活動への財政的支援につきましては、令和3年度当初予算において、郡山市自治会連合会へ運営費補助として610万円を計上しているほか、広報こおりやま等、市が発行する刊行物の配付に対する謝礼金として、配付1世帯当たり700円、97,800世帯分、合計6,846万円を計上させていただいております。

また、ポストコロナ社会における、地域コミュニティ活動の拠点施設への支援策として、従来の補助率3分の2を当面継続することといたしました。さらに、補助対象外であった壁掛けエアコンを補助対象とするほか、新しい生活様式に対応した修繕等を行う際には、5年以内の修繕も可能とする特例を設けるなど、集会所の新型コロナウイルス感染症対策の支援を拡大してまいりたいと考えております。

集会所に対する助成につきましては、整備費補助が16件、3,924万円、借地及び借家料補助が133件、1,257万8千円、合計5,181万8千円を計上させていただいております。

さらに、町内会を含む市民活動団体等が行う公益活動や人材育成の支援を目的に、事業費の2分の1、上限20万円を補助する「ひとまちづくり活動支援事業」として120万円を計上しております。

その他、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ

活動に必要な祭り用品などの整備に対し、250万円を上限に補助する事業も実施しております。

運営上の支援といたしましては、市民・NPO活動推進課で町内会運営に関する相談を常時、窓口や電話等で応じているほか、「郡山市市民活動サポートセンター」においても町内会活動に関する相談、人材育成などの支援を行っております。特にコロナ禍においては、本市の施設利用や事業開催のガイドラインの情報提供、総会の書面表決の提案など「新しい生活様式」に対応した取組みを「ふれあいネットワーク情報」で664全町内会長へ発信するなど、常時、町内会活動をサポートしております。

また、昨年10月2日には、郡山市自治会連合会、福島県宅地建物取引業協会郡山支部及び全日本不動産協会福島県本部と本市による、「郡山市における町内会への加入促進に関する協定」を締結し、地域コミュニティの維持・活性化等を支援しているところであります。

以上、答弁といたします。

## (2) 保険の加入について

町会員・自治会員の皆さんが安心して活動ができるよう、どのような保険に加入し、どのような活動が保険の対象となるのかお伺いします。

↓答弁

保険の加入についてであります。「郡山市市民公益活動総合補償保険制度」いわゆる「まちづくり活動保険」は、市民の皆様が安心して公益活動に参加していただき、協働のまちづくりの実現を図ることを目的に、2011年4月に複数の保険を統合し、補償対象を町内会、NPO法人等、市内で公益活動を行う非営利活動団体に拡大するとともに事前に申し込むことなく補償対象とした保険制度であります。

保険の対象となる活動は、町内会やNPO法人などが「計画的に行う公益活動」で、清掃や防犯パトロールなどでのケガや他者に対する身体・財物への傷害、損害事故等を補償対象としております。

この制度の保険料については、市が全額負担しており、令和3年度当初予算においては、350万円を計上しております。また、当該制度による賠償事案は、2011年度（平成23年度）以降、延べ254件 2,038万1千円となっております。

## (3) 補償制度について

ある自治会が地域のためにごみ集積場を作りましたが、強風で飛ばされ通りかぎりの車両に接触破損事故が発生してしまいました。自治会だけの解決は困難であると伺いました。日々地域住民のために努力をしている自治会であります。自治会等への補償など、何らかの制度の見直しなど配慮ができないでしょうか見解についてお伺いします。

↓答弁

次に、補償制度についてであります。町内会等が管理する工作物等による賠償責任事故



等を保険の対象とすることにつきましては、補償範囲やその内容について保険会社や他市の情報収集を行うとともに、補償対象とすることの適正性などについて調査、研究してまいります。

以上、答弁といたします。

以下、制限時間切れ（答弁無）

項目	<b>5 郡山市子育て短期支援（ショートステイ）事業について</b>
----	------------------------------------

児童を取り巻く環境は、特に新型コロナウイルスの影響で外出自粛などによるストレスや経済的な困窮など、虐待やネグレクトなどの家庭のリスクを増加させています。

福島県内4箇所の児童相談所の2019年に対応した虐待の相談対応件数は2,024件で、児童相談所別では中央（福島市）448件、県中（郡山市）736件、会津（会津若松市）354件、浜（いわき市）486件であり、本市を含む4市17町村を所管している県中児童相談所が最多でありました。

感染の収束は、まだまだ先になり、被害がこれ以上深刻な状況にならないように、あらゆる機関が注意喚起しながらサポートしていく必要があると考えます。

このような中、郡山市では養育している保護者に対して、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、一定期間児童福祉施設等で養育を引き受ける事業を行っています。

対象者は、郡山市に住所を有する18歳未満の児童で、利用期間は原則7日以内（6泊7日）となっており、窓口は、こども支援課こども家庭相談センターになっています。

ひとり親など、保護者の育児負担等が軽減され、疾病・出産・事故などの他、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加などの社会的事由などにより、緊急一時的に児童を養育・保護する仕組みであり、保護者の方々は非常に助かる事業であると思います。

そこで、本市子育て短期支援（ショートステイ）事業について、以下伺います。

**(1) 事業の利用件数等について**

この事業がスタートして7か月になりますが、これまでにどれくらいの方がどのような事由で利用しているのかお伺いします。

**(2) 今後の取り組みについて**

他県ではトワイライトステイ（夜間養護等）を実施しているところもあります。また、保護者の送迎が困難な場合には送迎なども合わせて取り組んでいるところもあるようですが、

今後の取り組みについてどのように考えているのか見解をお伺いします。

**(3) 認知度について**

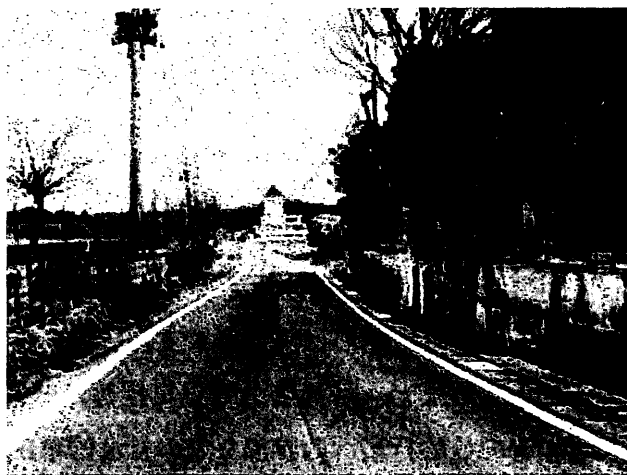
この事業の認知度は低いように思います。より多くの保護者にこの事業を理解していただくことで、事情のある保護者の皆さんが安心して子育てができる環境が整い、虐待などの防止につながると思います。

今後どのように考え、周知していくのか見解をお伺いします。

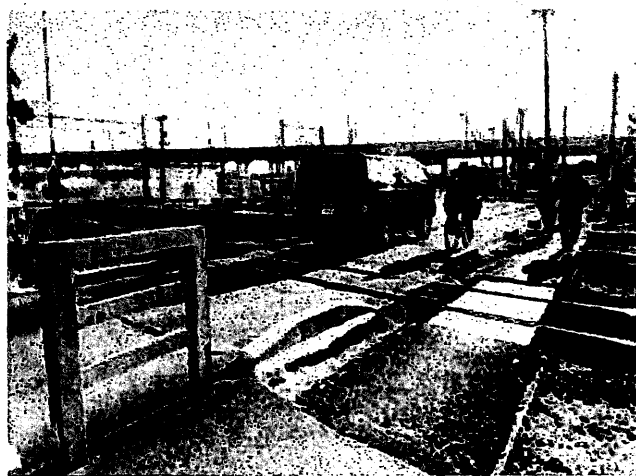
## ～ひさの三男の活動・視点～



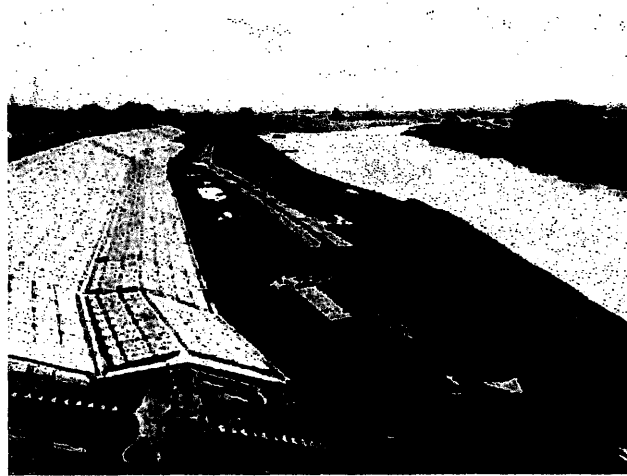
■主要地方道二本松金屋線 (田村町下行合御膳前)



(大平町字御前田)



■行合街道踏切 (歩道と車道部)



■阿武隈川上流 安原地区堤防整備工事



■芳賀絵手紙クラブの作品  
(郡山駅東口自由通路展示)



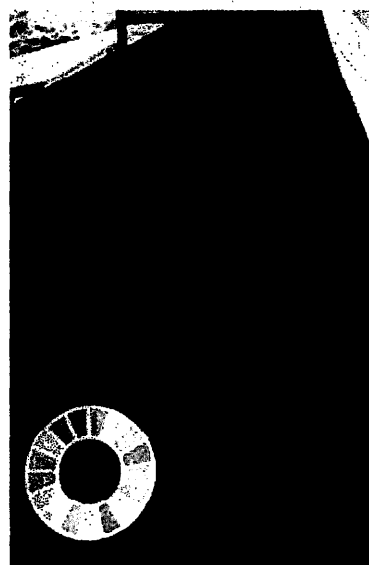
■ゴミ置き場 (強風にあおられました)

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (エスディージーズ) とは、2015年に国連の193の加盟国が全会一致で採択した、2016年から2030年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」というスローガンのもと、貧困、教育、気候変動、医療、産業やジェンダーなど、17のゴールと169のターゲットがあります。これらは、先進国・途上国いずれも全ての国が関わって解決していく目標です。少子高齢化に歯止めをかけ、将来まで成長し続けるには持続可能な開発が不可欠なため、本市でもSDGsの取り組みを始めています。

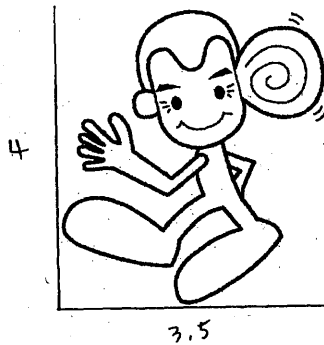
(市政策開発部政策開発課ホームページより)



■SDGsとは

■SDGsのバッジ

# 笑顔あふれる郡山に！



郡山市議会議員 志翔会 **ひさの三男**

〒963-8811 福島県郡山市方八町1-3-11

郡山議会事務局：TEL.024-924-2521 FAX.024-938-2810

自 宅：TEL.024-943-3200 FAX.024-943-3200

支出明細書兼支出証明書

支出番号 38

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研 修 費	3 広 報 費	4 広 聴 費		<del>雑誌購読料</del>
5 要請・陳情活動費	6 会 議 費	7 資料作成費	⑧ 資料購入費		新聞(月報紙)購読料
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				※該当する支出費目を記入
支出目的 (支出事由)		調査研究に係る新聞購読料 (R2年4月~R3年3月分)			
内 容		全国農業新聞 700円×1部×12月			
支出年月日	支 出 先			支 出 金 額	
R3年2月3日他 3月3日	農業委員会事務局			8,400円	
上記のとおり支出します。					
議員氏名 久野 三男					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

No. 27

## 領 収 書

令和3年 3 月 3 日

久野 三男 様

---

¥ 8,400 =

但し 全国農業新聞購読料 (R 2.4 ~ R 3.3) として  
 @700円×12月 = 8,400 円  
 上記金額正に受領いたしました。


郡山市全国農業新聞普及連絡会  
代表

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 38

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		事務機器等リース代 ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
⑩ 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費（郵便料等）				
支出目的 （支出事由）	調査研究に関わる資料や報告書を作成するため。				
内 容	コピー機リース代（令和3年 <sup>2</sup> 月）				
	リース総額 15,180 円 × 按分率 1/2 = 7,590 円				
支出年月日	支 出 先			支 出 金 額	
R3/3/8	日立キャピタル NBL 株式会社			7,590 円	
上記のとおり支出します。					
議員氏名 久野 三男 					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

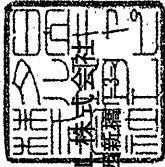
※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。  
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証

領収証No.20210317-00211  
2021年03月17日 発行



日立キャピタルNB  
作成場所：東京都港区西新橋1-3-7

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 久野 三男 様

お問い合わせ番号 4838640

ご契約者名 久野 三男

金額	15,180 円	2021年03月08日
----	----------	-------------

金融機関名	株式会社
支店名	西新橋支店
口座名義	日立キャピタルNB

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を隠してあります。

No.	品名	数量	単価	金額	税率	税額	合計
1	2020年07月 1050-0807-9900-00 複合機	8	52	15,180	10%	1,380	13,800
2							
3							
4							
5							
6							
合計		1	件	15,180		0	13,800

5%対象計	0	0
8%対象計	0	0
10%対象計	15,180	1,380

印紙税由生納  
付にきき  
務務承認済

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。  
※再発行は致しません。

963-8811

福島県郡山市方八町1丁目3-11久野郡山市  
議会議員事務所内

# ご請求書

久野 三男

様



日立キャピタルNBL株式会社  
カスタマーサービスセンター-N



261-7108  
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1  
WBGマリブイースト棟8階

電話 043-333-7200

発行日 2021年 2月24日  
請求書番号 20210224-008-2290

(1/1)

77111A 02251 00002149 0002133#

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
右記のとおりご請求申し上げますので、ご精査のうえ  
お支払くださいますようお願い申し上げます。

敬具

口座振替 金融機関	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義	ヒサミツ
振替金額	15,180円
振替日	2021年 3月 8日

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

契約番号	区分	代表物件 物件設置場所	期間 検回数	当回数 残回数	金額(税抜) 消費税等	ご請求金額 (税込)円
1050-0807-9900-00 リース開始日 2020/07/22	01	複合機 DocuCentre 福島県郡山市方八町1丁目3-11久野郡山市議会	60	8 52	13,800 1,380	15,180
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
小 計					13,800 1,380	15,180

区分 - 01 : リース料

<課税対象税率別ご請求金額> 10%対象: 15,180円 8%対象: 0円 5%対象: 0円

- お支払日の前日までに、お支払引落先にご入金下さいますようお願い申し上げます。
- 当社は、上記ご請求金額を合算したお支払金額を、金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきます。  
なお、上記ご請求の他に当社に対するお支払いがある場合で、お支払口座が上記口座と同一のときも、同様とさせていただきます  
\*ります



リースお申込みの内容 (お客様控)

お客様がお申込みの日立キャピタルNBL株式会社に  
される会社名(2) 05-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号

契約番号 後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

申込日 20. 年 月 日 私及び連帯保証人予定者は、裏面条項および「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」について承諾の上、リース物件を営業または事業の用に供する目的で申込をします。

〒943-8811 代表電話 024-943-3200

所在地 (信託の方法) 事業所住所 郡山市方八町1-3-11

フリガナ 久野郡山市議会議事所

会社名 (信託の方法) 久野郡山市議会議事所

フリガナ 久野三男

代表者肩書 代表者肩書 久野三男

個人事業主さま追加記入欄 (代表者の方の情報をご記入ください)

生年月日 (男・女) 024.943.3200

自営業 024.943.3200

自住所 郡山市方八町1-3-11

フリガナ 自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート

お名前 (本人自書) 次ページにご捺印ください

生年月日 昭・平 年 月 日 (才) 男・女

自住所 丁目

勤務先 丁目

勤務先住所 丁目

自宅電話 携帯番号

金融機関名 預金種目 口座番号

金融機関名 預金種目 口座番号

④預金口座振替依頼書に金融機関お届け印をご捺印ください。

代表者肩書 代表者名 久野三男

注 意 事 項  
本情報は、与信判断および借後の管理のため、当社が加算する個人情報機関に登録の加算と借費率およびより利用と詳細内容は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」をご確認ください。

ご案内  
より確認の電話または訪問をさせていただきます。  
お客様から受領した契約書および与信審査のためにいただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当社の規定に従って適切に管理処分するものとし、ご返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

リース契約No. NBL  
他社

リース物件名	メーカー名	型式/機械番号	台数	設置場所	会社住所と(同じ)	NBL 旧契約No.	入替対象
1 複合機	ゼロックス	Docu Centre C2267	1台	TEL	(同じ)		(一部) (全部) (他社)
2				TEL	(同じ)		(一部) (全部) (他社)
3				TEL	(同じ)		(一部) (全部) (他社)
4				TEL	(同じ)		(一部) (全部) (他社)

※5物件以上の場合、別紙「物件明細書」をご使用ください。

別紙「物件明細書」 ( )枚

原則としてリース期間中は動産総合保険が付保されています。偶発的な事故により物件に生じた損害を補償する保険です。ただし、ソフトウェアやサービス、解約金などには、動産総合保険は付保されませんので、お客様のご負担となる場合がございます。  
保険の対象となる主な損害: 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・風水災等による損害、電氣的、機械的事故等

※本書面に記載の「NBL」は、日立キャピタルNBL株式会社を指します。

リース開始日 後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

お支払日 20. 年 月 日 最終支払日よりさかのぼって充当

前払リース料 (消費税等含む) 円

再リース料(年額) (月額リース料×12)×1/10に消費税等を加算した合計額相当

金額、リース期間を訂正した箇所には賃借人の方の訂正印が次のページに必要です。

①リース期間	60ヶ月
②月額リース料 (消費税等含まず)	13,800円
③月額リース料 (税込)	②月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切り捨て)を合算してご請求させていただきます。
④お支払総額 (税込)	③月額リース料(税込)×①リース期間となり
初回	2020年08月
第2回目	2020年08月
口座振替(毎月)	7日 27日

お支払方法については、事務手続き等の都合により引き落とし月が変更になる場合があります。後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。「リース契約のご確認書」は、会社所在地へ送付させていただきます。

口座振替日を必ずお選びください。

商品・機材決定日 月 日

郡山市備前館二丁目6番地  
株式会社 鈴弥洋行  
代表取締役 鈴木淳弥  
FAX 電話(024)922-5479(代表)

お問い合わせ窓口  
日立キャピタルNBL  
○北海道・東北地域 050-3818-9497  
○関東・中部地域 050-3816-2188  
○近畿・中国・四国地域 06-6530-7111  
○九州・沖縄地域 050-3818-9459

②リースお申込みの内容 (お客様控)

963-8811

作成日: 2020/07/27  
ページ: 1/2

福島県郡山市方八町1丁目3-1久野郡山市  
議会議事事務所内

お問合せ先  
担当支店 東北支店 営業課  
電話 050-3818-9497  
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

久野 三男 様



105-0003  
東京都港区西新橋1丁目3-1  
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

431111 07271 0002938#  
0001/0003 0006146

啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
の度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので  
確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### リース契約のご確認書

納番号	1050-0807-9900-00	リース期間	60 ヶ月		
リース		リース期間開始日	2020/07/22	リース期間満了日	2025/07/21
会社名	株式会社 鈴弥洋行	リース料	13,800円	リース料	828,000円
		消費税等	1,380円	消費税等	82,800円
表物件名	複合機	お支払額	15,180円	お支払額	910,800円
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日	07 日	お支払方法	口座振替

お支払引落口座	[Redacted]		預金種目	[Redacted]	口座番号	[Redacted]
口座名義人	ヒサノ ミツオ					

お支払内容 (単位: 円)											
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
	2020/08	15,180	13,800	1,380	895,620	31	2023/02	15,180	13,800	1,380	440,220
	2020/09	15,180	13,800	1,380	880,440	32	2023/03	15,180	13,800	1,380	425,040
	2020/10	15,180	13,800	1,380	865,260	33	2023/04	15,180	13,800	1,380	409,860
	2020/11	15,180	13,800	1,380	850,080	34	2023/05	15,180	13,800	1,380	394,680
	2020/12	15,180	13,800	1,380	834,900	35	2023/06	15,180	13,800	1,380	379,500
	2021/01	15,180	13,800	1,380	819,720	36	2023/07	15,180	13,800	1,380	364,320
	2021/02	15,180	13,800	1,380	804,540	37	2023/08	15,180	13,800	1,380	349,140
	2021/03	15,180	13,800	1,380	789,360	38	2023/09	15,180	13,800	1,380	333,960
	2021/04	15,180	13,800	1,380	774,180	39	2023/10	15,180	13,800	1,380	318,780
	2021/05	15,180	13,800	1,380	759,000	40	2023/11	15,180	13,800	1,380	303,600
0	2021/06	15,180	13,800	1,380	743,820	41	2023/12	15,180	13,800	1,380	288,420
1	2021/07	15,180	13,800	1,380	728,640	42	2024/01	15,180	13,800	1,380	273,240
2	2021/08	15,180	13,800	1,380	713,460	43	2024/02	15,180	13,800	1,380	258,060
3	2021/09	15,180	13,800	1,380	698,280	44	2024/03	15,180	13,800	1,380	242,880
4	2021/10	15,180	13,800	1,380	683,100	45	2024/04	15,180	13,800	1,380	227,700
5	2021/11	15,180	13,800	1,380	667,920	46	2024/05	15,180	13,800	1,380	212,520
6	2021/12	15,180	13,800	1,380	652,740	47	2024/06	15,180	13,800	1,380	197,340
7	2022/01	15,180	13,800	1,380	637,560	48	2024/07	15,180	13,800	1,380	182,160
8	2022/02	15,180	13,800	1,380	622,380	49	2024/08	15,180	13,800	1,380	166,980
9	2022/03	15,180	13,800	1,380	607,200	50	2024/09	15,180	13,800	1,380	151,800
0	2022/04	15,180	13,800	1,380	592,020	51	2024/10	15,180	13,800	1,380	136,620
1	2022/05	15,180	13,800	1,380	576,840	52	2024/11	15,180	13,800	1,380	121,440
2	2022/06	15,180	13,800	1,380	561,660	53	2024/12	15,180	13,800	1,380	106,260
3	2022/07	15,180	13,800	1,380	546,480	54	2025/01	15,180	13,800	1,380	91,080
4	2022/08	15,180	13,800	1,380	531,300	55	2025/02	15,180	13,800	1,380	75,900
5	2022/09	15,180	13,800	1,380	516,120	56	2025/03	15,180	13,800	1,380	60,720
6	2022/10	15,180	13,800	1,380	500,940	57	2025/04	15,180	13,800	1,380	45,540
7	2022/11	15,180	13,800	1,380	485,760	58	2025/05	15,180	13,800	1,380	30,360
8	2022/12	15,180	13,800	1,380	470,580	59	2025/06	15,180	13,800	1,380	15,180
9	2023/01	15,180	13,800	1,380	455,400	60	2025/07	15,180	13,800	1,380	0

ご連絡事項  
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、  
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 38

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		消耗品等事務費 資料購入費 ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)	参考資料購入のため。				
内 容	地域の地図(ゼンリン郡山中身版 1冊)				
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
R3年 3月 22日	株式会社ゼンリン		24,750円		
上記のとおり支出します。					
				議員氏名	久野三男



領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

NO E 3527806

**領 収 証**

志翔会 久野 三男 様 (金額の訂正は無効です)

2021年3月22日

<b>金額</b>		百万	拾万	万	千	百	拾	円
				¥	2	4	7	50

(内消費税及び地方消費税 ¥2,250円)

上記の金額正に領収いたしました。 郡山市 中身版 1冊

**株式会社 ゼンリン**

印  
紙

担当者

札幌 011-271-0404	旭川 0166-23-2155	帯広 0155-21-6324	青森 017-777-6261
八戸 0178-43-3579	川崎 019-622-7230	仙台 022-261-5917	秋田 018-862-7417
山形 023-647-7464	盛岡 024-523-4815	郡山 024-933-4111	いわき 0246-26-1304
水戸 029-226-1566	福島 029-855-5717	宇都宮 028-635-7833	前橋 027-252-0600
大宮 048-642-4946	つくば 043-261-0043	松戸 047-344-7256	東京 03-5259-5020
立川 042-525-9931	千葉 045-478-0511	湯本 025-241-4555	長岡 0258-36-8676
甲府 055-252-9511	横浜 026-263-3755	新松本 0263-28-5963	静岡 054-286-1417
浜松 053-422-6201			

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。  
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

御 請 書

No. E20210322001  
2021年3月22日

志翔会 久野 三男

様

福島県郡山市方八町1-3-11

お客様コードNo.



株式会社ゼパリン  
郡山営業所  
〒963-8025  
福島県郡山市桑野5-4-10

TEL 024-933-4111  
FAX 024-939-5645  
所長

下記のとおりご注文お受け致します。

注文書番号

納入先 貴社指定場所  
納入期日 別途相談  
支払条件 前受金

合計金額 ¥24,750- (消費税等込み)

品名	種別	単価	数量	金額
郡山市 202009	中身版	22,500	1	22,500
				22,500

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
22,500	2,250	24,750		24,750

【備考】


Blank area for additional notes or remarks.

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

支出明細書兼支出証明書 (自動車燃料費用)

支出番号

38

区 分		※該当する区分に○印	令和3年3月支出分
1 調査研究費	2 研 修 費	3 広 報 費	
4 広 聴 費	5 要請・陳情活動費	6 会 議 費	
⑪ 通信運搬・自動車燃料費 (自動車燃料費)			
支出目的 (支出事由) ※該当する□をチェック	<input type="checkbox"/> 特定用途 【区分1、2、3、4、5、6】 <input checked="" type="checkbox"/> 按分 (4分の1) 【区分11】		
算 定 方 法	特定用途	特定の活動等に自動車燃料費を充当する場合は、特定業務の開始前及び終了後に満タンに給油し、特定業務終了後の給油額の全額を支出する。 給油額 _____円	
	按 分 (4分の1)	給油総額 _____ 3,680円 × 按分率 1/4 = _____ 920円 ※按分後の金額の1円未満の端数は切り捨てる。 ※月額上限1万円。	
支 出 金 額		920円	
上記のとおり支出します。			
		議員氏名	久野 三男 

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

## 領 収 証

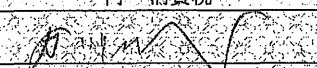
005815

令和3年3月12日


志新会 殿

領収金額	百万	千	百	十	円
			3	680	0

(内訳 商品代 円 消費税 円)

但し 

上記金額正に領収致しました。  
※消費税には地方消費税が含まれています。

経理印	係 印	請求額	芳賀商店
		現金	〒963-0726 郡山市田代町下合字上河源57
		小切手	TEL (024) 944-2641
		手形	FAX (024) 944-2641
		振込	

91116001

領 収 書 等 整 理 票

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄



納品書  
(領収書)

芳賀商店  
行合SS  
郡山市田村町下行合字上河原57  
TEL:024-944-2641

2021/03/12(金)10:13 2021/03/12

上 様  
10-01-0000-0000 07129  
売上 現金 (自SS)

3303 011200 外  
レギュラー ¥3345  
25.21L, ] @132.7 L- 4 P- 4

外税消費税等 ¥335

合計 ¥3,680  
1万 6320 5千 1320 4千 320  
※上記にて領収書とさせていただきます

No.9267


担当

支出調書

会派名	代表者	経理責任者	起案者		
			久野	三男	
志翔会					
区分	事由	費目・金額		小計	
1 調査研究費		交通費		旅費	
		自動車燃料費		資料作成費	
		調査委託費		振込料	
2 研修費		会場費		講師謝金	
		出席者負担金・会費		交通費	
		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		食糧費	
		振込料			
3 広報費		会場費		交通費	
		自動車燃料費		資料作成費	
		広報誌(紙)		報告書等印刷費	
		送料(折込料含む)		ウェブページ掲載代	
		茶菓子代		振込料	
4 広聴費		会場費		交通費	
		自動車燃料費		資料作成費	
		茶菓子代		振込料	
5 要請・陳情活動費		交通費		旅費	
		自動車燃料費		資料作成費	
		振込料			
6 会議費		会場費		交通費	
		自動車燃料費		資料作成費	
		振込料			
7 資料作成費		印刷製本費		翻訳料	
		筆耕料		振込料	
8 資料購入費		法規追録代		参考図書代	
		新聞(日刊紙)購読料		雑誌等購読料	
		有料データベース等利用料		振込料	
9 人件費		賃金		社会保険料等	
		振込料			
10 事務所費	モバイルバッテリー アイパッド用接続ケーブル代	備品購入費		事務機器等リース代	
		消耗品等事務費	7912	印刷代	
		振込料		配送手数料	
11 通信運搬・自動車燃料費		電話料等(按分)		郵便料等	
		自動車燃料費(按分)		その他	
支出年月日	R3年3月25日	現金出納簿 支出番号	39	合計	7912

支出明細書兼支出証明書

支出番号 39

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		消耗品等 事務費 ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
⑩ 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)	正務活動に係る消耗品等事務費購入				
内 容	木下LV2CP100-P18CC (モバイルバッテリー) FSC FS-MFIPDCLTG50 (アイパッド用接続ケーブル)				
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
R3年3月18日	ヨドバシカメラ郡山店		7,912 円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 久野 三男 					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。  
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。



領 収 書 等 整 理 票

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

原本  
ヨドバシカメラ

郡山店  
福島県郡山市駅前1-16-7

電話番号024-931-1010

領 収 書

志翔会 様



お問合せレポート番号  
5331-1106-405486  
2021年03月18日  
18時56分

印紙税申告納  
付につき四谷  
税務署承認済

販売担当者

----- お買上明細 -----  
--- ケーソン (NO. 2081001779780) ---  
1点  
トクメツハイ  
FSC 4580393824507  
FS-MFIPDCLTG50 1点 1,910  
ケーソン値引 -382

--- ケーソン (NO. 2081001779780) ---  
1点  
トクメツハイ  
オズマ 4519305260577  
LU2CP100-P18CC 1点 7,980  
ケーソン値引 -1,596

合 計 7,912  
(内消費税 719 含む)

10%対象 7,912  
(10%内消費税 719 含む)

現金支払い額 7,912  
(内消費税 719 含む)  
お預かり額 10,015  
つり銭 2,103

乳  
ヨドバシカメラ

郡山店  
福島県郡山市駅前1-16-7

電話番号024-931-1010

領 収 書

志翔会 様



お問合せレポート番号  
5331-1106-405486  
2021年03月18日  
18時56分

印紙税申告納  
付につき四谷  
税務署承認済

販売担当者

----- お買上明細 -----  
--- ケーソン (NO. 2081001779780) ---  
1点  
トクメツハイ  
FSC 4580393824507  
FS-MFIPDCLTG50 1点 1,910  
ケーソン値引 -382

--- ケーソン (NO. 2081001779780) ---  
1点  
トクメツハイ  
オズマ 4519305260577  
LU2CP100-P18CC 1点 7,980  
ケーソン値引 -1,596

合 計 7,912  
(内消費税 719 含む)

10%対象 7,912  
(10%内消費税 719 含む)

現金支払い額 7,912  
(内消費税 719 含む)  
お預かり額 10,015  
つり銭 2,103

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。